

海外知財の現場①

香港の特許制度について

(著者) 北京銘碩知識産権代理有限公司 韓 明星
(監修) 友野国際特許事務所 友野 英三

中国政府が香港に対する行政主権を回復する前、香港での特許出願は、イギリスまたは欧州EUでイギリスを指定国として出願された特許が査定を受けてから5年以内に香港に出願され、形式審査を経て登録される、という方式であった。これによって、香港地域での特許権利を獲得できたのである。

1997年7月1日に香港が中国に返還されると、中国本土と香港は1国でありながら2つの制度に拠る一国二制度が実施されている。香港は特別行政区として独立立法権、司法権、終審権など、高度な自治を実行している。特許制度もその1つである。香港は基本法に対し、1997年6月に香港「特許条例」が發布されて以来、香港の特許は「特許条例」の規定によって保護されている。

現在の香港「特許条例」では特許登録制度が規定され、知識産権署下に設置された特許処が特許登録出願受付、形式審査、登録許可などを担当する。香港の特許登録は形式審査のみであり、実体審査は行わない。つまり特許の新規性、進歩性及び工業上の実用性については審査を行わないのである。

香港特許は大きく分けて「標準特許」と「短期特許」の2種類がある。

1、標準特許

特許条例の規定によると、標準特許出願登録は指定した3つの「指定特許局」、つまり「中国知識産権局」、「イギリス知識産権局」および「EU知識産権局（イギリスを指定国とした場合に限る）」の特許を基礎としており、独立した標準特許ではない。つまり、基礎となる「元査定特許」の存在を必須とする特許制度となっている。しかし、香港標準特許は登録されると当該案件が独立するため、基礎となった特許の影響は受けない。さらに香港標準特許の存続期間は20年であるが、これは「指定特許局」の出願日から計算する。特許権の効力の発効日は、香港政府が発行する標準特許登録公告日である。

香港における標準特許の出願は2段階によって行われている。

第1段階は、出願人が特許出願公開日から6ヶ月以内に香港知識産権署に特許登録出願の記録を請求する(request to record)。その際に、出願人が提出する必要な書類は、
1) 特許出願公開書類 2) 中国語、英語による要約 3) 書誌的事項に関する情報(例えば中国語、英語表記による発明の名称、出願者、発明者の中国語表記、英語表記) 4) 優先権に関する情報(優先権主張する場合)、優先権出願国または地域、優先権番号、優先権日 5) もし出願人が基礎となる特許出願人ではない場合、出願権利があることを主張する陳述書及び書類を提出しなければならない(例えば権利譲渡書など)。記録請求書には書類を伝達できる香港内の住所を必ず記入しなければならないと定められているので、一般的には香港代理機構を通じて手続きは行われる。

記録を請求してから1ヶ月以内に、出願費用を納付しなければならない。記録請求の印紙代は448香港ドル(出願費用:380香港ドル、公告費用:68香港ドル)。知識産

権署は出願書類受理及び費用の納付確認後、出願番号、出願日を交付する。

知識産権署は出願受理後、出願書類について形式審査を行ない、形式審査上で不備がある出願に対して補正通知書を発行し、出願人に2ヶ月以内に補正するように求める。出願人が規定した期日まで補正しなかった場合には、該出願は撤回したと見なされる。形式審査によって規定に適合した出願または補正によって規定に適合した出願は、香港知識産権公報に公告される。通常は記録の請求から公告までは3ヶ月ほどかかる。

第2段階は、出願特許が「指定特許局」より査定され公告日から6ヶ月以内または記録請求が香港で公告されてから6ヶ月以内（いずれかのうち、どちらか遅い期日を基準とする）に、出願人は標準特許の登録許可を請求しなければならない（request for registration and grant）。

標準特許登録許可出願には、以下の書類の提出が必要である。1）基礎となる特許の査定公告書類 2）中国語、英語表記による発明の名称 3）もし出願人が基礎となる特許出願人ではない場合、出願権利があることを主張する陳述書及び書類を提出しなければならない（例えば権利譲渡書など）。標準特許の登録許可申請から1ヶ月以内に、出願費用を納付しなければならないと規定されている。標準特許の登録許可出願の印紙代は上記の標準特許記録請求時と同様に448香港ドル（出願費用：380香港ドル、公告費用：68香港ドル）。知識産権署は出願書類について、形式審査を行ない、不備がない場合には登録を公告し、特許証書が発行される。

ここで注意すべき点は、記録請求から5年経っても、まだ第2段階の出願に進むことができなかった場合には出願維持費を納付しなければならないことである。維持費が納付されなければ、出願が撤回されたと見なされる。

2、香港短期特許について

香港特許条例では短期特許（short-Term Patent）制度もある。短期特許制度は、短期的な商業価値しかない発明権利の保護の為、早期の権利化を目的として設定されている。出願日から4年後に1回のみ延長が可能であり、有効期限は最長8年である。

短期特許出願時に1件または多数件、優先権請求することができ、優先権は最長12ヶ月である。出願人がパリ条約加盟国またはWTO加盟国の出願、またはこれらの国へ出願する為の先特許出願は、短期特許優先権の基礎出願とすることができる。優先権主張する場合には、最初の優先権基礎特許出願日から12ヶ月以内に短期特許の出願をしなければならない。

短期特許の出願は、下記の書類の提出が求められている。1）明細書、権利請求の範囲及び図面 2）中国語、英語表記による要約 3）書誌的事項 4）優先権書類（優先権請求する場合） 5）規定特許検索機構が発行した検索報告書。

短期特許は香港知識産権署が出願を受理し、形式審査が行われる。形式審査の規定を満たした場合には、登録されて特許証書が発行される。但し、短期特許は出願するときに必ず規定特許機構による出願特許の検索報告書を提出しなければならない。規定特許検索機構とは、「特許協力条約」によって規定された国際検索機関（オーストリア、オーストラリア、中国、日本、ロシア、スペイン、アメリカ、EUが加盟）及びイギリス特許局によって成る。実務上は、規定の検索機構に検索報告を請求してから、報告書が交付されるまでには一定の時間を要するので、短期特許出願者は出願時に事後的許可の申請をすることができる。短期特許の事後許可は最長12ヶ月まで可能なため、出願人は余裕をもって検索報告書を提出することができる。

短期特許出願は、出願してから1ヶ月以内に規定費用を納付しなければならない。

出願費は755香港ドル、公告費は68香港ドルである。知識産権署は出願書類受理し費用の納付を確認後、出願日及び出願番号を交付する。その後形式審査を行ない、規定を満たした場合には特許登録が公告され、特許証書が発行される。通常は出願日から3ヶ月ぐらいの時間を要する。

3、PCT国際出願を基礎とした香港標準特許及び短期特許出願

香港特許条例では、PCT出願で中国を指定した出願は香港で標準特許および短期特許登録出願することができるかと規定されている。

PCT国際出願が国際局により中国語で公開された場合に、中国国内段階に移行され、中国知識産権局より出願番号発行通知から6ヶ月以内に、香港で標準特許出願の記録請求を行わなければならない。PCT出願が国際局により中国語以外の言語で公開された場合には、中国国内段階に移行され、該出願が中国知識産権局によって中国語で公開された日から6ヶ月以内に香港で標準特許の記録請求をしなければならない。PCT出願による記録請求出願での必要書類は、標準特許出願時に提出する書類の他に、1) 国際局が公開した国際出願書副本一通 2) 中国知識産権局が公開した国際出願中国語公開書類 3) 中国知識産権局が公開した国際出願に関する資料副本 4) もし国際出願が国際局によって中国語で公開された場合には、中国知識産権局が発行した出願番号交付通知書の副本 である。

短期特許出願の場合には、PCT国際出願が中国国内段階に移行した後で提出しなければならないが、中国知識産権局が国内移行出願番号を交付・通知した日、または中国知識産権局が中国語出願公開日から6ヶ月以内に提出しなければならない。

PCT出願による香港短期特許出願の書類については、通常短期特許出願書類の他に、1) 国際局が公開した国際出願副本 2) 国際検索公開報告書の副本 3) 国際出願国内段階移行日 4) 中国知識産権局より公開した国際出願公開中国語文(ある場合) 5) 中国知識産権局が公開した国際出願に関するあらゆる資料の副本 である。

4、香港標準特許及び短期特許の現状

現在施行されている特許登録制度について、2009年12月9日香港立法会議にて、商務経済発展局の劉吳惠蘭局長は、2006年1月から2009年10月までの期間中における標準特許及び短期特許出願登録データ(表1)、出願発明分類の主な内容(表2)を公布した。

表1：特許出願及び登録件数

		2006	2007	2008	2009 (10月31日まで)
標準特許	出願数 (記録請求)	13,790	13,766	13,662	9,697
	申請数(注) (登録許可出願)	5,218	4,907	4,775	4,144
	標準特許登録数	5,147	4,839	4,001	4,449
短期特許	短期特許出願数	520	599	488	465
	短期特許登録数	436	492	435	373

注：記録請求（第1段階）から登録許可出願請求（第2段階）までに相当の時間が（10数ヶ月から数年）かかるため、数字が遅れていることがある。

表2：出願発明分類の主な内容

	発明内容分類	標準特許		短期特許出願数 (2006年～2009年 10月)
		記録請求数 (2006年～2009年10 月)	登録許可請求数 (2006年～2009年 10月)	
1	生活必需品	13,041	4,219	605
2	作業、運送	5,265	2,406	266
3	化学、冶金	11,008	3,926	39
4	紡績、製紙	530	219	24
5	固定建築物	961	464	102
6	機械工程、照明、加熱、武器、爆破	1,709	822	211
7	物理	8,685	3,434	326
8	電子	9,151	3,550	193
9	出願人が未提出	565	4	306

特許登録出願されたが許可されていない出願については、その大部分は出願者が規定した期日までに出願を完了していないまたは出願費用を納付しなかったことが原因であり、さらに一部には出願者が出願を撤回したものもある、と劉吳惠蘭局長は述べた。

また、劉吳惠蘭局長は今現在施行されている「元査定特許」を基礎とする制度から、今後、独立特許制度を設立するかどうかに対する質問について、次のように述べている。「独立した特許制度を設定するには、特許局が全面的な技術資料データを持ち、また、特許審査ができる技術人員を多く集めて、特許性について（新規性、進歩性、工業実用性）審査しなければならない。これには莫大な資源の投入が必要であるが、一方で、香港での独立的な出願件数は香港における標準特許出願総数の1%とごくわずかである。このような理由から、香港において独立した特許制度を設定することは、経済的な側面からも有効ではないと思っており、現時点では考えていない。」

さらに、劉吳惠蘭局長は、「シンガポールやマカオも独立特許制度という形をとっていない。シンガポール特許局は実体審査をオーストラリア、オーストラリア、デンマーク及びハンガリー特許局へ委託して審査を行ない、マカオ特許局は中国知識産権局へ委託して実体審査を行っている。さらに、それによって査定された特許は現地にのみ

有効である。」と述べた。

「香港での出願者の大部分は、同時に他の国または地域（香港の主要な貿易パートナー、例えばEU、中国内陸）においても権利化されていることが実情である。その為に現在施行されている登録制度は、出願者の業務需要にもマッチしており、出願手続上においても簡易で、費用も安いなどのメリットがある為に、現行制度を変える考えはない。」と劉吳惠蘭局長は述べている。

また、香港での特許出願代理業務は主に法律事務所が代理しており、独自の弁理士制度は設けてない。それについて、劉吳惠蘭局長は法律事務所が市場の需要に応じて、適切な人材を育成して対応しているので、今後も政府は弁理士制度を設けるなどの計画は持っていないと述べた。

表3：主要国標準特許出願統計資料

国／地域	2005	2006	2007	2008	2009
アメリカ	4,837	5,580	5,681	5,683	4,764
日本	1,855	2,136	1,924	1,801	1,652
ドイツ	910	1,109	1,029	972	810
スイス	613	677	700	830	715
イギリス	472	480	494	453	449
中国	124	221	317	351	411
韓国	169	267	216	205	154

表4：主要国標準特許登録統計資料

国家／地域	2005	2006	2007	2008	2009
アメリカ	1,991	1,657	1,611	1,304	1,787
日本	1,656	1,250	1,049	837	1,172
ドイツ	659	503	415	380	489
スイス	369	277	227	234	380
イギリス	283	210	190	131	216
中国	70	46	52	62	184
韓国	109	98	96	70	136

表5：主要国が中国での特許出願統計

国名	2007	2008	2009
日本	38,188	38,408	34,382
アメリカ	25,908	27,656	24,628
ドイツ	9,388	10,145	9,694
韓国	9,601	9,320	7,113

表5は、主要国の中国での特許出願の推移である。統計数字から分かるように中国における主要出願国が、香港での出願数でもトップを占めている。また、2009年度香港標準特許登録査定率は、アメリカが37%、日本は70.9%、ドイツが60.4%、スイス53%で、日本がもっとも高い。

日本実務者からのコメント：

中国返還から今年で13年、香港は中国屈指の経済流通拠点である。しかし、香港は商業都市という性格が非常に強く、劉吳惠蘭局長が述べているように、香港において基礎出願がなされる特許の出願件数はごくわずかであり、特許が生み出される土壌としてはまだ発展途上であると言えよう。

香港という一大物流拠点で権利をおさえることは、企業の経営戦略上も意味があると思われる。従って、一国二制度という特異な点に注意を払いつつ、実効性ある権利構築を行う必要がある。

- 原著者紹介・・・韓 明星 中華人民共和国特許弁理士
北京銘碩知識産権代理有限公司 所長
中華全国代理人協会（ACPAA）理事
ホームページ http://www.mingsure.com/Japanese/index_1.asp
- 日本側監修・コメント担当者紹介・・・友野 英三 日本国弁理士 友野国際特許事務所主宰 ホームページ <http://www.tomono.org> ブログ「友野英三は今日も闘う」 著書：「合衆国特許クレーム作成の実務」他多数。